

居住区域等における持ち運び式消火器の数と配置に関する統一解釈について(我が国規制との比較検討)

区域の種類		SOLAS	消火器の最低数				
			MSC.1/Circ.1275	日本の現行基準			
			旅客船及び貨物船共通	旅客船		貨物船	
居住区域	パブリックスペース(公室)	II-2/10.3	250m2ごとに1	200m2ごと1 売店:1	消防48条1項 (第1種船及び 1000GT未満の沿 海・平水船を除く 第2種船)	0	-
	通路		各甲板及び主垂直区域ごとに25m以内 の徒歩で到達することができる位置	通路の長さ30m又は その端数ごとに1	消防48条1項 (〃)	通路の長さ50m又は その端数ごとに1	消防62条1項 (1000GT以上の 第3種船等)
	医務室		3 持ち運び式消火器 3.1 タイプ及び設計 すべての消火器は、火災安 全設備コードに従ったもの でなければならない。 3.2 消火器の配置	1	0	-	0
業務区域	洗濯/乾燥室	3.2.1 居住区域、業務区域 及び制御場所には、主管 庁が適切な型式、かつ、十 分な数と認める持ち運び式 消火器を備える。総トン数 1000トン以上の船舶は、少 なくとも5つの持ち運び式消 火器を備える。 (以下略)	1(注2)	0	-	0	-
	調理室		1	1	消防48条1項 (〃)	1	消防62条1項 (〃)
	調理器具のある配膳室		1(注2)	1	消防48条1項 (〃)	1	消防62条1項 (〃)
	ロッカー室/貯藏品室 (床面積が4m ² 以上)		1(注2)	1	消防48条1項 (〃)	1	消防62条1項 (〃)
	郵便物室/荷物室		1(注2)	1	消防48条1項 (〃)	1	消防62条1項 (〃)
	金庫室		1(注2)	0	-	0	-
	機関区域の一部を形成しない 作業室		1(注2)	1	消防48条1項 (〃)	1	消防62条1項 (〃)
	深鍋フライヤーを有する調理室		F又はKクラスの消火器を追加で1	0	-	0	-
	制御区域		操舵室	2(面積が50m2未満の場合は1)(注3)	操舵室 3	消防48条1項 (〃)	操舵室 0
制御場所(操舵室以外)		1	火災制御場所 3	消防48条1項 (〃)	火災制御場所 0	-	
A類機関 区域	中央制御場所 ()は主配電盤がある場合	1 (2)	0	-	0	-	
	主配電盤の近辺	II-2/10.5.4	2	0	-	0	-
	機関区域の一部を形成する作業 室	II-2/10.5.4	1	0	-	0	-
	イナートガスシステム、焼却炉 及びごみ処理装置がある閉囲場 所	II-2/10.5.4	2	1(注6)	消防45-2条2項 (焼却炉) 消防47-2条2項 (イナートガスシ ステム※500GT 以上)	1(注6)	消防64条1項 (焼却炉) 消防64条3項 (イナートガスシ ステム※2000GT 以上) 準用規定
	定期的無人となるA類機関区域	II-2/10.5.4	各入り口に1(注1)	0	-	0	-

脚注

注1) 小さい区画に要求される持運び式消火器は、当該区域の入り口近くの外側に配置することができる。

注2) 業務区域にあっては、小さい区域に要求される持運び式消火器であって当該小さい区域の外側又は入り口近くに設置されるものは、当該区画に要求される持運び式消火器の一部と見なすことができる。

注3) 操舵室が海図室に隣接し、海図室に直接通じる扉を有する場合、海図室に追加の消火器は要求されない。旅客船のセーフティセンターが操舵室の区域内に設置されている場合も同様である。

注4) 危険物が暴露甲板、開放ロールオンロールオフ区域又は車両積載区域、加えて適当な場合の貨物区域に積載されている場合は、2の持運び式消火器または6kg以上の乾燥粉末又は同等の能力を有するものを備えなければならない。タンカーにあっては、適切な能力を有する2の持運び式消火器を暴露甲板に備えなければならない。

注5) 自走用の燃料をタンクに積載した自動車を開放又は閉囲されたコンテナに収納し積載するコンテナ船の貨物区域には、持運び式消火器を備える必要はない。

注6) 焼却炉については、持ち運び式消火器1個+移動式又は固定式消火器1個を要求

：規制強化となる可能性のある部分

：一部、規制強化又は規制緩和となる可能性のある部分